

『おおさか環境賞』の概要

目的

大阪府環境基本条例第14条の規定に基づく自主的な活動の支援のため、環境への負荷の低減や自然との共生、快適環境の創造など、自主的かつ積極的に他の模範となる環境の保全又は創造に資する活動に取り組んでいる個人若しくは団体、又は事業者に対し、その活動を賞し、奨励することを通して、豊かな環境づくりに向けた行動の輪を広げることを目的とする。

賞の授与

市町村長、豊かな環境づくり大阪府民会議（※）委員を選任した団体の代表者及び運営委員会を構成する学識経験者による推薦を受けた活動を対象に、大賞、準大賞及び奨励賞並びに協働賞を表彰する。

特に優れた活動には大賞、大賞に準ずる優れた活動には準大賞を贈る。それ以外については、奨励賞を贈る。

また、大賞、準大賞及び奨励賞のうち、個人と団体、団体と事業者、事業者と事業者等、連携・協力して取り組む優れた協働活動については、さらに特別賞として協働賞を贈る。

※豊かな環境づくり大阪府民会議とは

豊かな環境の保全と創造に関する施策を推進することを目的に、府民・事業者団体、学識経験者及び行政を構成員として平成6年に発足。毎年度、「大阪行動計画」の作成や「おおさか環境デジタルポスターコンテスト」事業等を行い、構成団体の実践活動や普及啓発を推進。

賞の対象要件

- 活動が他の模範となるものであること。
- 活動が2年以上（年1回程度の活動にあっては3年以上）の実績を有し、将来にわたり継続する見込みがあること。
ただし、2年以上の年数を満たしていない場合でも、その活動が特に顕著で多大な成果を上げている場合は、対象とする。
- 同一の活動について、大臣又は知事の表彰を受けている者及び「おおさか環境賞」を受賞した者は除く。
- その他、大阪府が本賞にふさわしくないと判断した者は除く。

対象となる活動の種類・内容

(1) 府民活動

大阪府内で、個人・団体（地方公共団体は除く）が自主的に取組む次の活動が対象となります。ただし、大阪府外の活動であっても、大阪府内に住所を有する個人の活動又は構成員の大半が大阪府域に住所を有する団体の活動については対象とします。

① 豊かな環境の保全又は創造に資する調査研究活動

- (例) ・ ブナ林の保全など希少な野生動植物の保護に向けた学術研究活動
・ 地球温暖化やオゾン層の保護など地球環境問題に関する調査研究活動
・ 途上国における森林の保全や砂漠化の防止などに関する調査活動

② 豊かな環境の保全又は創造に資する教育啓発活動

- (例) ・ 地域や学校等における地球温暖化防止等に関する環境教育・啓発活動
・ グリーン購入の促進など環境に配慮したライフスタイルの確立に向けた啓発活動
・ 家庭における省エネルギーのあり方に関する研修活動

③ 豊かな環境の保全又は創造に資する実践活動

- (例) ・ 里山保全活動
・ 河川や海の水質浄化、川岸や海岸の自然再生に向けた実践活動
・ 再生品利用や分別収集など廃棄物の減量化やリサイクル、プラスチックごみの削減を推進する実践活動

(2) 事業者活動

大阪府内で、事業者が取組む豊かな環境の保全又は創造に資する活動が対象となります。ただし、製品・技術などの開発や、自社内に限る省エネルギー・廃棄物削減などの活動は除きます。また、大阪府外の活動であっても、大阪府内に事業所を有する事業者の活動については対象とします。

- (例) ・ 里山保全や環境美化等の環境保全に資する実践活動
・ ビオトープの造成等による生物多様性保全に資する実践活動
・ 地域や学校等における出前授業等の環境教育・啓発活動
・ 住民を対象とした施設見学・セミナー等の環境教育・啓発活動
・ 事業により出た廃棄物等をリサイクルし、地域住民のために有効利用する実践活動
・ 地域住民とともにプラスチックごみの回収や散乱防止、環境美化等の活動を行う等、啓発効果も含んだ実践活動
・ 地球温暖化など、地球環境問題に関する研究成果を、対外的に無償で普及する活動
・ 新しい省エネ技術等を、対外的に無償で普及する活動

(3) 対象とならない活動

次に示す活動については、対象となりません。

- ・ 学校の授業の一環（単位取得の要件、卒業論文の研究対象）として行われる活動
- ・ 環境負荷の低減に資する製品・技術の開発の内、自社のみ利益に限られるもの
- ・ 省エネルギー・廃棄物低減等への取組みの内、自社内に限られるもの

(4) 協働賞について

大賞、準大賞、奨励賞に決定した活動のうち、次の2つの視点から、優れた協働取組でもあると認められる活動には、特別賞として協働賞の授与を決定します。本賞は被推薦者だけでなく、協働で活動を行う協働者にも授与することとします。